

令和5年度千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と Fun Space・オーチャー共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和3年3月15日付け甲乙間で締結した「千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和5年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和5年度の事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金47,592,000円（消費税及び地方消費税相当額4,326,540円）

2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。

3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

第1回～第12回 金3,966,000円

（利益の還元方法）

第2条 基本協定第71条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、甲乙協議により、金銭、修繕又は現物により行う。

2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

（修繕費の返還）

第3条 基本協定第35条第8項の規定による修繕費予算に残額が発生した場合の当該残額の甲への返還は、甲乙協議により、金銭、修繕又は現物により行う。

2 修繕費予算残額の返還は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

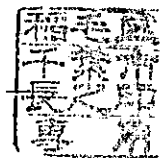
この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊



乙 Fun Space・オーチャー共同事業体

(構成員 (代表企業))

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

Fun Space 株式会社

代表取締役 鈴木 茂



(構成員)

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号

株式会社オーチャー

代表取締役 片野 由

